

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市地域職業相談室の設置及び運営に関する規則の改正

2 背景

(1) 組織改編

令和6年度に組織改編が行われることに伴い、組織の名称を改正する必要があります。

(2) 開室時間の変更

佐倉市地域職業相談室(以下「相談室」という。)の利用者は、毎年減少傾向にあります。また、現在の相談室の開室時間は、午前8時30分となっていますが、近隣の自治体と比較して早い時間に設定されています。

3 対応方針

(1) 相談室の設置に係る規定中「産業振興部商工振興課」とあるのを「労働行政担当課」に改めます。

(2) 開室時間について「午前8時30分から午後5時まで」とあるのを「午前9時から午後5時まで」に改めます。

(3) 本規則の改正規定は、令和6年4月1日から施行します。

4 政策内容

(1) 組織改編に伴う措置であり、政策的な判断はありません。

(2) 人件費の削減及び職員の負担軽減が図られます。